

不適正表示の事実を自社の店頭やHPの掲示などにより 情報提供する場合の内容等について

食品表示に対する消費者の信頼を確保する観点から、不適正表示の事実については、的確な方法、内容等により、購入者に情報提供することが重要です。

自社の小売店舗内やHPの掲示などにより、消費者に情報提供する際は、以下の事項を参考として下さい。

1 情報提供の方法及び期間

次の方法を的確に選択

- (1) 違反が認められた店舗等内のPOP表示、店頭入口の掲示板等の告知（少なくとも2週間告知）
- (2) 自社のHPに掲示（少なくとも2週間掲示）
- (3) 農林水産省の自主申告HPに掲示（少なくとも2週間掲示）
- (4) 一般日刊紙に社告を掲載（少なくとも1回掲載）
- (5) その他確実に情報提供できる手法（掲示期間等は（1）から（4）までに準ずる。）

2 情報提供の内容

次の（1）から（5）までの事項を速やかに情報提供

- (1) 違反した事業者の氏名又は名称及び住所
- (2) 違反が認められた店舗、事業所、工場等の名称及び住所
- (3) 違反の内容（例えば、A県産をB県産と表示して販売した等）
- (4) 違反のあった商品のすべての商品名
- (5) 違反のあった商品の販売期間及び販売数量

※ 違反のあった店舗内のPOP表示、店頭入り口の掲示板等の告知を行う場合には、（1）及び（2）の事項は不要